

# イノベーションの阻害を根拠とする競争法 適用の可能性

— 水平型企业結合及び業務提携を中心として —

公正取引委員会・競争政策研究センター  
主任研究官(立命館大学法学部教授)

宮井 雅明

# 0. 問題の所在と考察範囲の限定

- ・イノベーションの促進は競争法の関心事である。
- ・しかし、そのことは、イノベーションの阻害を根拠として競争法違反を認定することと必ずしも同じでない。実際に、イノベーションの阻害を根拠として競争法違反を認定することは可能かというのが本報告のテーマ。
- ・この問題の近年における重要性；大規模デジタル・プラットフォーム事業者の台頭に伴って、価格が競争のパラメーターとしての重要性を従来よりも失いつつあるように見えること、さらに、デジタルプラットフォーム事業者の大規模化(エコシステムの拡張)に伴ってイノベーションが停滞しているか、あるいは、その方向性が歪められているのではないかとの懸念。
  - イノベーション競争を真正面から分析するためのツール開発の必要性
- ・考察範囲の限定
  - ；水平型企業結合と水平型業務提携に考察範囲を限定

# 1. 水平型企業結合規制におけるイノベーション阻害に関わるセオリー・オブ・ハーム

<Jonathan B. Baker教授によるセオリー・オブ・ハームの分類>

※Jonathan B. Baker, The Antitrust Paradigm Restoring Competitive Economy, chap. 8 (2019) 参照

- ① 将来の製品競争の内部化（関連市場は、現在ないし将来の製品市場、それが識別できない場合はイノベーション市場）
  - ー・単独効果
    - ・協調行動？ →むしろ業務提携であり得る
- ② 非結合企業のイノベーションの妨害・困難化
  - ー・投入要素ないし顧客からの閉鎖効果
    - 垂直型、混合型企業結合に典型的に見られるが水平型でもあり得る。
  - ・競争者に対して攻撃的な行動が強い反応に遭うと確信させることによって競争者に積極的なR&Dを委縮させるようなコミットメントが可能となる場合

## 2. 水平型企業結合規制における単独効果理論の応用－EU競争法における試み

### 2.1 前提

- ・水平型企業結合規制におけるイノベーションの位置づけと法的根拠：効率性の一部として考慮される可能性、イノベーションの阻害を根拠として競争の実質的制限の蓋然性を認定する可能性の両面あり得るが、ここでは後者に焦点。
- ・後者があり得ることに関する法的根拠（EU競争法の場合）
  - －・水平的合併評価のためのガイドライン「非協調効果」の部分のパラ38
  - ・既存製品とパイプライン製品間、パイプライン製品間の競争の消滅を問題にした過去の事例
  - ・特定のパイプライン製品に限定されないより広範なイノベーションに対する関心の表明（Deutsche Börse v. Commission, T-175/12[2015]）

## 2.2 ブレーク・スルーとしての CaseCOMP/M.7932Dow/DuPont (2017)

### 2.2.1 ブレーク・スルーと考えられる点

; 農作物保護のための殺虫剤・除草剤・殺菌剤の分野では、新製品の市場への投入までに「有効成分(AI)の発見→初期開発→後期開発→登録→商業化」の長いプロセス(約10年)をたどるのが通常だが、イノベーション競争の場として「イノベーション・スペース」という概念を用い、開発段階のパイプライン製品のみならず、AIの発見段階での「ライン・オブ・リサーチ」においても当事者の活動が重複している分野についてイノベーション競争への企業結合の影響を問題にし、さらに、より長期間にわたる研究開発競争への悪影響も問題にしている点

## 2.2.2 セオリー・オブ・ハーム

;イノベーションをめぐって密接な競争関係にある企業間でのイノベーションによる、既存製品あるいは／及び将来の製品の売上転換ないし置換 (diversion、replacement) (イノベーションの「外部効果」、「共喰い」(cannibalization))の可能性

→それを防ぐための相互間のイノベーション競争

→企業結合による、一方のイノベーションの中止・方向転換・遅延＝相互間のイノベーション競争の消滅(外部効果の内部化)

→R&D投資の減退

←ただし、イノベーションの社会的価値の領有可能性の向上、補完的なR&D資産の結合、プロセス・イノベーションにおける範囲の経済性の許容、R&Dにおける費用効率性の向上によって企業結合がイノベーションを促進する可能性と比較衡量

※価格に関する単独効果(企業結合の各当事者が販売する互いに密接に競争し合う製品の価格競争が企業結合によって消滅する効果)の理論に準拠していること

## 2.2.3 セオリー・オブ・ハームの実証

### ①市場の諸特徴と構造

ー・農業化学産業における競争の重要な指標としてのイノベーション

: 除草剤、殺虫剤、殺菌剤の主要構成要素はAI(有効成分)であり、これはイノベーションの成果であること、イノベーションは、発見・初期開発・後期開発・登録・商業化までの長いプロセス(約10年)をたどること、そのための費用が莫大(ひとつのAIあたり2億5千万~3億ドル程度)であること、複雑なR&Dの組織と専用の資産が求められること、したがって、発見及び開発レベルでの参入と拡大に対して高い障壁があること、IP保護が有効であること、規制の圧力と昆虫等の薬剤に対する耐性強化への対応が産業の重要な特徴であること。

・統合されたR&Dのプレイヤーが5つしか存在しない高度に寡占的な構造、しかも、そのすべてが産業のあらゆるセグメントで活動しているわけではないこと、統合された主要プレイヤー間の株式共同保有の実態。

## 2.2.3 セオリー・オブ・ハームの実証(続き)

### ②企業結合の両当事者のイノベーターとしての重要性

: 除草剤、殺虫剤、殺菌剤の複数のイノベーション・スペースにおいて重要なイノベーターであり、R&D支出におけるシェアが示す以上に競争に影響を及ぼす存在。

→ 当事者の専門家及び資産、R&D支出に関する目標(インプット)、当事者の特許ポートフォリオの量と質の測定、新たなAIを市場に投入した記録

### ③合併当事者が近接した競争者であること

: 競争の近接性を見る際に、当事者がイノベーション・プロセスの各段階の中、あるいは異なる段階にまたがって互いに応接しているかどうかを考慮—発見段階における目標やライン・オブ・リサーチの重複、開発段階におけるパイプラインの重複に着目して、本件当事者が除草剤、殺虫剤、殺菌剤の多くのイノベーション・スペースにおいて一対一で競争していることを認定。

**Table 63 – Patent shares in crop protection, herbicides, insecticides, and fungicides (top 10% and top 25%, 2000-2015, excluding mixture patents)**

External citations (excluding internal citations)								
Category	Crop protection		Herbicides		Insecticides		Fungicides	
Quality sub-group	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%
Number of patent families	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]
Dow	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %	[30-40]%	<b>[30-40]</b> %	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %	[5-10]%	<b>[5-10]</b> %
DuPont	[30-40]%	<b>[30-40]</b> %	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %	[40-50]%	<b>[50-60]</b> %	[10-20]%	<b>[20-30]</b> %
Combined	[40-50]%	<b>[50-60]</b> %	[40-50]%	<b>[50-60]</b> %	[50-60]%	<b>[60-70]</b> %	[20-30]%	<b>[20-30]</b> %
BASF	[5-10]%	[5-10]%	[5-10]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[10-20]%	[10-20]%
Bayer	[20-30]%	[20-30]%	[10-20]%	[10-20]%	[20-30]%	[10-20]%	[40-50]%	[40-50]%
Syngenta	[10-20]%	[10-20]%	[20-30]%	[20-30]%	[10-20]%	[10-20]%	[10-20]%	[20-30]%
Monsanto	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Total citations (including internal citations)								
Category	Crop protection		Herbicides		Insecticides		Fungicides	
Quality sub-group	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%	TOP 25%	TOP 10%
Number of patent families	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]	[...]
Dow	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %	[30-40]%	<b>[30-40]</b> %	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %	[5-10]%	<b>[0-5]</b> %
DuPont	[20-30]%	<b>[20-30]</b> %	[5-10]%	<b>[5-10]</b> %	[30-40]%	<b>[30-40]</b> %	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %
Combined	[30-40]%	<b>[30-40]</b> %	[30-40]%	<b>[40-50]</b> %	[40-50]%	<b>[50-60]</b> %	[10-20]%	<b>[10-20]</b> %
BASF	[10-20]%	[10-20]%	[10-20]%	[5-10]%	[5-10]%	[5-10]%	[20-30]%	[20-30]%
Bayer	[30-40]%	[30-40]%	[20-30]%	[20-30]%	[30-40]%	[30-40]%	[40-50]%	[40-50]%
Syngenta	[10-20]%	[10-20]%	[20-30]%	[20-30]%	[10-20]%	[10-20]%	[10-20]%	[20-30]%
Monsanto	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

Case/M.7932 Dow/DuPont (2017),  
at 406.

Source: Commission's calculations based on patent data provided by the Parties in response to the Commission's request for information RFI 42, question 3 (see Annex 1 for more details on the data)

**Table 64 – Patent shares in crop protection, herbicides, insecticides, and fungicides, under the robustness scenario (top 50%, 2000-2015, excluding mixture patents)**

External citations (excluding internal citations)				
Category	Crop protection	Herbicides	Insecticides	Fungicides
Quality sub-group	TOP 50%	TOP 50%	TOP 50%	TOP 50%
Number of patent families	[...]	[...]	[...]	[...]
Dow	[10-20]%	[30-40]%	[10-20]%	[5-10]%
DuPont	[20-30]%	[10-20]%	[40-50]%	[10-20]%
Combined	[40-50]%	[40-50]%	[50-60]%	[20-30]%
BASF	[5-10]%	[5-10]%	[5-10]%	[10-20]%
Bayer	[30-40]%	[10-20]%	[20-30]%	[40-50]%
Syngenta	[10-20]%	[20-30]%	[10-20]%	[10-20]%
Monsanto	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%
Total	100%	100%	100%	100%
Total citations (including internal citations)				
Category	Crop protection	Herbicides	Insecticides	Fungicides
Quality sub-group	TOP 50%	TOP 50%	TOP 50%	TOP 50%
Number of patent families	[...]	[...]	[...]	[...]
Dow	[10-20]%	[30-40]%	[10-20]%	[5-10]%
DuPont	[10-20]%	[5-10]%	[20-30]%	[10-20]%
Combined	[30-40]%	[30-40]%	[40-50]%	[10-20]%
BASF	[10-20]%	[10-20]%	[5-10]%	[20-30]%
Bayer	[30-40]%	[20-30]%	[30-40]%	[40-50]%
Syngenta	[10-20]%	[20-30]%	[10-20]%	[10-20]%
Monsanto	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%	[0-5]%
Total	100%	100%	100%	100%

Case/M.7932 Dow/DuPont  
(2017), at 407.

Source: Commission's calculations based on patent data provided by the Parties in response to the Commission's request for information RFI 42, question 3 (see Annex 1 for more details on the data).

## 2.2.3 セオリー・オブ・ハームの実証(続き)

### ④本件企業結合がイノベーションに及ぼす効果

- ・当事者間で重複する既存のイノベーション・プロジェクトに関してR&Dを継続するインセンティブが減じられるかどうか

  - : cannibalizationのリスクのため、並行する初期のパイプライン製品やライン・オブ・リサーチの中止、遅延、方向変換が顕在化する蓋然性。

- ・より一般的かつ長期的に、両当事者が重複するR&D能力を有する分野において新たな殺虫剤と関連したR&D努力に投資するインセンティブが減じられるかどうか

  - : 本件に関しては、当事者の(R&Dの速度、フルタイム当量(FTE)、アウトプット目標といった、R&Dのインプット計画に関する)イノベーション努力を相当に削減する計画に関する具体的な証拠によって確認されたこと→当事者の内部資料に依拠する部分が多いこと。

## 2.2.3 セオリー・オブ・ハームの実証(続き)

⑤残る競争者が失われたイノベーション競争を補うかどうか

ー・本件企業結合後、グローバルに活動する統合されたプレーヤーは3社

(BASF、Bayer、Syngenta)のみで、ヨーロッパにおける殺虫剤の販売の3分の2以上が4つのグローバルなR&D統合プレーヤーによって供給されること、特定のライン・オブ・リサーチでは合併当事者が自らを唯一のイノベーターと考えていること、その他の分野でも委員会は、合併当事者間のR&D努力の近接性との比較において、他の競争者のR&D努力がどれだけ合併当事者に対する抑圧として作用するかについて、そのパイプラインと関連するイノベーション能力に照らして評価。

・他の統合化されていない会社もある程度イノベーション・プロセスのいくつかの段階で活動しているが、イノベーションと商業化のすべての段階に従事する能力を有していないことから統合化されたグローバルな5つのR&Dプレーヤーと比較できないこと、その例として、新たな有効成分の発見のための研究で活動する多くの小規模な日本企業が挙げられるが、その研究努力、開発能力、規制に対応する専門知識、販路は主に日本向けに設計されていてヨーロッパについてはより限定的であること。

## 2.2.4 批判

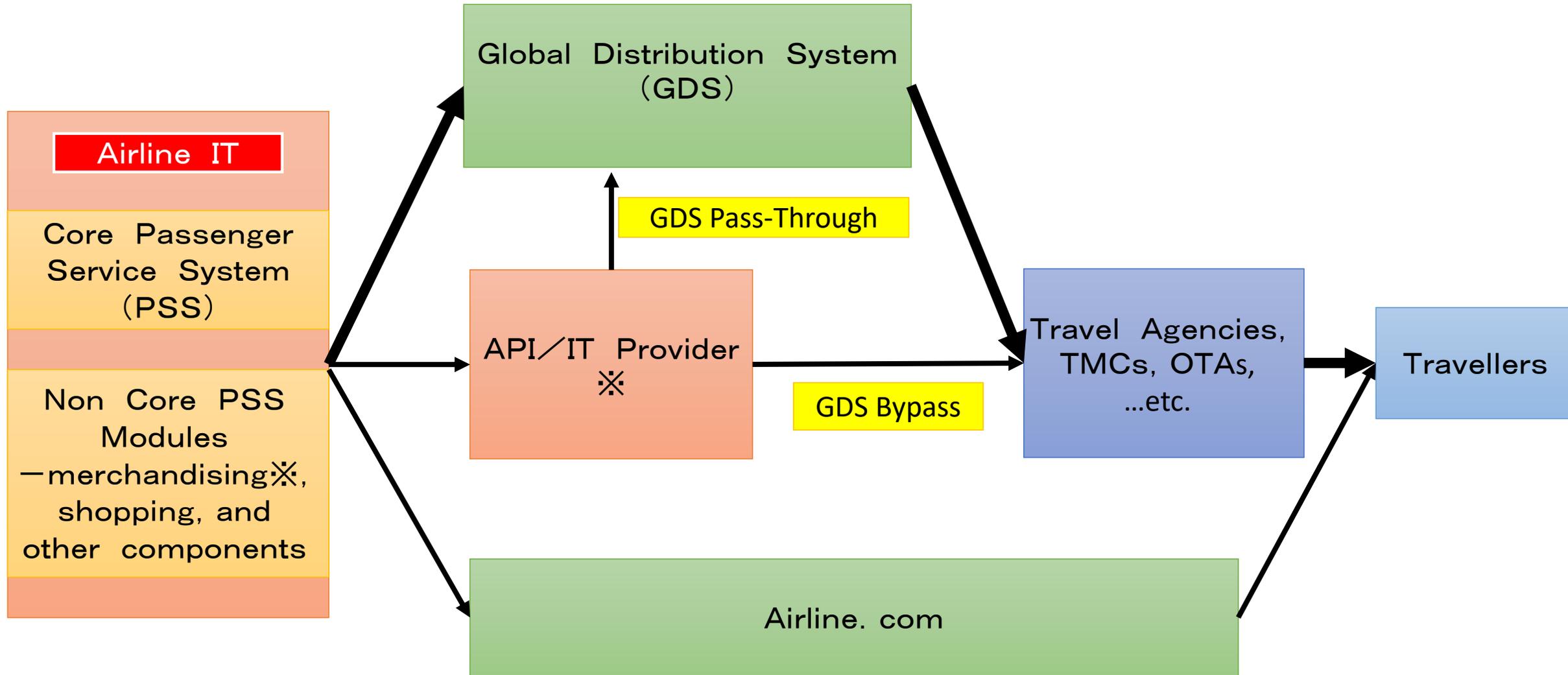
※Nicolas Petit, Innovation Competition, Unilateral Effects and Merger Control Policy, ICLE Antitrust & Consumer Protection Research Program White Paper 2018-03参照

- ・イノベーション・スペースの画定の基準の不明確さ
- ・企業結合後のR&Dの「中止」、「遅延」、「方向変換」の可能性についてどこまでの立証が求められるのか不明確。
- ・価格に関する単独効果の理論は、価格や産出量が短期間で調整可能であることを前提とするが、R&Dについて同じことが当てはまるか。企業結合後のR&Dプロジェクト「中止」の選択には特に障害が大きい。
- ・「方向転換」については、それが実際にあったとして、特定のイノベーション・スペース内での競争の減少はもたらずが、イノベーション・スペースをまたがった資源の再配分が優れたイノベーションをもたらず可能性も否定できない。  
→R&D投資に「どれだけ」投資するかだけでなく、「どこに」投資するかも重要
- ・「遅延」の可能性については、その判断に際して、企業内のR&Dの構造(分権化ないし集権化の程度など)が多様であることを考慮しなければならない。

### 3. 最近の事例:CMS, Anticipated acquisition by Sabre Corporation of Farelogix Inc., Final report (9 April 2020)

- ・当事者の概要; 航空会社の旅客サービス・システム(PSS)向けにITサービスを提供するとともに、航空会社と旅行代理店をつなぐ既存のプラットフォーム(航空会社からはサービスの対価として料金を徴収し、旅行代理店に対してはインセンティブを付与して登録してもらおうビジネス・モデル)である、グローバル配給システム(GDS)を運営するセイバーが、PSSの非コア部分のモジュールを提供するフェアロジックスを買収しようとした事案。IATAは、近年、既存のGDSの技術的限界を克服するために新配給能力(NDC)の標準を立ち上げたが、フェアロジックスはNDC標準を立ち上げに尽力するとともに、NDC標準に基づく配給システムを航空会社に提供。

# Sabre/Farelogix事件・概念図



### 3. 最近の事例(続き)

- ・競争の状況: 航空会社は、GDS経由では旅客へのオファーの内容形成に深く立ち入れないために不満を持っていたが、NDC標準はこの問題を解決する可能性を持っていた。NDC標準に依拠すると、既存のGDSを経由しないで旅行代理店や顧客と取引するルート(「GDSバイパス」)が拡大する可能性があるため、セイバーをはじめとするGDS運営者は航空会社をGDSにつなぎとめるために、GSS経由だが従来よりも航空会社によるオファー形成の余地を認める「GDSパス・スルー」といった、新たなサービスを導入してNDC標準に備えていた。
- ・企業結合への懸念: セイバーによるフェアロジックスの買収は、NDC標準に対応した航空会社向けITサービスの競争において特に重要と考えられる商品化サービスと配給サービスにおけるGDSに対する最大の競争上の脅威を取り除く意味を持ち、イノベーションの停滞効果が問題とされた。
- ・評価: 既存のサービスの改善に係るイノベーション競争への影響が問題。被買収企業のイノベーションによって売上が大きく浸食される事業部門(本件の場合はGDS)を買収企業がもつ場合にイノベーションに関する単独効果が適用されやすいことを示す事例。結合なき場合の競争状況について、3~5年間の時間軸で予測を試みる点に特徴。

## 4. 水平型企业結合規制におけるイノベーションの阻害についての推定則の可能性

- ここでの「推定則」の意味
- Jonathan B. Baker教授による分析ツールの提唱
  - ー「R&D資本」: R&Dの成功による予想収益を高めるような、企業による事前の投資－研究そのものについての企業全体での経験、規制への対応やマーケティングにおける専門性、新商品の開発を補完する独自の商品を持つ取引先との密接な関係を含み、R&D支出額、過去に頻繁に新製品を導入した実績といった数量化され得る指標、それ以外の質的な指標により測定。
  - 「空間的差異」: 企業間のR&D努力の近接性を示す概念。ーR&Dの専門性における類似性、新製品の重要な投入要素や流通チャネルへの接近における類似性、同じ新製品ないし新製法を追求する他の企業と比べたヘッドスタートの類似性等により測定。
- 上記2つのツール、とりわけ「R&D資本」のシェアに基づく推定則の可能性

## 4. 水平型企業結合規制におけるイノベーションの阻害についての推定則の可能性(続き)

- ・イノベーション市場におけるR&D主体数の減少に基づく推定則の可能性
  - ー・6が基準？
    - ・実質的にイノベーション市場で1社しか残らない場合
    - ・支配的企業による潜在的競争者の取得の場合、とりわけ、既存の企業が、隣接市場で活動する、高度な能力をもつ企業を取得する場合
    - ・支配的地位を確立したプラットフォームによる有カスタートアップ事業者の取得を競争法上評価する際の特別の考慮の必要性？：イノベーション市場における競争制限(イノベーションの阻害)として問題にすることの限界？「エコシステム間競争」への影響という視点の提唱。
      - 支配的地位を確立したプラットフォーム事業者によるイノベーションの停滞および歪み(エコシステムと適合的なイノベーションしか事実上許容されない)の問題の捉え方の問題

## 5. 業務提携規制におけるイノベーションへの関心

### 5.1 業務提携とイノベーションとの接点

- ・企業結合とは異なる業務提携の特徴；提携対象となる事業活動について当事者が独立の事業者として行動する余地が残されていること。したがって、運用のあり方にもよるが、イノベーションを阻害しそうな企業結合の代替策ともなり得る（異なるR&D資本を有する企業間のシナジー効果に期待して共同研究を進めながらも、共同研究の成果をさらに開発・商業化する点では当事者間の競争の余地を認める業務提携など）。そのようなものとして業務提携が活用されるためにも競争法による規律の明確化が必要。
- ・イノベーションに関わる業務提携の類型としては、共同R&Dが典型的だが、標準・規格の共同策定・運用、特許プールの形成・運用など、他の類型でもイノベーションの阻害は問題となり得る。

## 5.2 業務提携に伴うイノベーション阻害について 考え得るセオリー・オブ・ハーム

①当事者間のイノベーション競争の回避（企業結合の場合と異なり、協調行動による回避）

→イノベーション競争を回避する効果をもつ協定が実際に起こる可能性は、低いと考えられてきた（R&Dが競争の重要な要素である産業ほど、協調行為の成立、それからの逸脱の監視、逸脱への制裁の可能性が、一般的には小さいから）。しかし、本当にそうかは再検討する余地。

②提携対象のそれと競合するR&Dへの従事あるいは他の業務提携への参加  
禁止

③R&Dに必要な投入要素からの第三者の排除

④その他

## 5.3 業務提携におけるイノベーション阻害の実例

### 5.3.1 EU水平的協定ガイドライン3.5.にある仮想例1

;既存の電子部品についての連合規模の市場に存在する2大会社であるAとBは、合計シェアが30%。それぞれが、小型化された電子部品の開発に必要なR&Dに相当の投資をし、初期のプロトタイプを開発済み。両社が、当該R&Dを完成させ当該部品を生産するための共同子会社を設立することによって、これらのR&D努力をプールすることに合意。

生産された部品は親会社に売却されて、各親会社が独自に商業化する。市場の残りの部分は、必要な投資に着手するに十分な資源を持たない小規模企業からなる。

→協定がなくても、A、Bそれぞれ単独でR&Dを完成させていたであろうが、本件協定によってR&Dの多様性が失われることを問題視

## 5.3.2 2019年4月5日EUプレス・リリース(State of Objectionの送付)

;BMW、ダイムラー、VWが、EEAで販売される新しいディーゼルおよびガソリン乗用車向けの排出浄化技術の開発及び市場投入を制限するための共謀に参加してEU競争法に違反したとの委員会の暫定的認定。当該共謀は、自動車製造業者間のいわゆる「5社サークル」技術会合の枠組みの中で発生し、特に、

- ・排ガスの流れに尿素(AdBlueとも呼ばれる)を注入することを通じてディーゼル乗用車の有害な窒素酸化物を減少させる選択触媒還元(Selective Catalytic reduction, SCR)システム。3社は、2006年から2014年にかけて、AdBlue消費を制限し排ガス浄化の実効性を制限するという共通の認識をもって、各社のAdBlue投薬戦略、AdBlueのタンクの大きさ、再充填範囲を調整。
- ・ガソリン乗用車から直接注入を通じて有害な粒子を減じる「オットー」粒子フィルター(OPF)。委員会の暫定的見解によれば、3社は、その将来の市場行動についての不確実性を取り除くため、2009年から2014年における新型の(直接噴射)ガソリン乗用車モデルへのOPFの導入を回避するか、少なくとも遅らせるために調整。

### 5.3.3 埋め込み型SIMの標準策定に関する米国司法省反トラスト局・ビジネス・レビュー・レター(2019年11月27日)

- ・GSMAの概要: ロンドンに本部をおく非営利団体。750以上の全世界の携帯オペレーター、350以上の、より広範なモバイル・エコシステム会社を代表する事業者団体。全世界の主要な携帯ネットワークオペレーターを含み、その中には合衆国の全国規模の主要なキャリアーも含まれる。ネットワークオペレーターのみが組織内で正会員資格を与えられる。

- ・eSIMの概要: 消費者がオペレーターから携帯サービスを受け取る仕方のイノベーション。携帯サービスについて契約し、あるいは、携帯サービスオペレーターを転換するために、物理的にSIMカードを取り換える代わりに、インターネットを通じてオペレーターのプロファイルをeSIMにダウンロードして当該オペレーターのネットワークと接続。

## 5.3.3 埋め込み型SIMの標準策定に関する米国司法省反トラスト局・ビジネス・レビュー・レター (2019年11月27日) (続き)

- ・埋め込み型SIM (eSIM) についてのリモートSIMプロビジョニング (RSP) 仕様に関する標準策定の経緯: 2011年に欧州電気通信標準機関 (ETSI) においてRSP標準の開発プロセス開始と同時に、GSMAもRSPに関する作業を開始。ETSIのプロセスが行き詰まった後、独自のRSP標準の形成のために作業。最新はバージョン2 (RSPv2)。
- ・標準の策定と承認の手続: オペレーターのみが委員会が標準の要件を設定。その後、製造業者その他の産業参加者の委員会が、当該要件を実施するための技術標準を設計。これらの承認は、両方とも、すべての参加者からなる合同総会の権限だが、承認は単純多数決。さらに、オペレーターの委員会は、両方の委員会を監督し、GSMA理事からなる、別のオペレーターの委員会が、総会から上がってくるものすべてを、やはり単純多数決で承認。このプロセスを用いて、既存のオペレーターが、すべての段階においてRSP標準を形成するGSMAのプロセスを支配。

## 5.3.3 埋め込み型SIMの標準策定に関する米国司法省反トラスト局・ビジネス・レビュー・レター(続き)

- ・RSP仕様における競争を潜在的に制限する諸規定: スマートフォンのネットワークへのロックの余地をオペレーターに認めるプロファイル・ポリシー・ルール(PPR)、ネットワーク切り替えの度に切り替えの意思をユーザーに表明させること、同時に多数のオペレーターからのプロファイルを利用することの禁止等
- ・司法省反トラスト局の懸念: RSP仕様の策定プロセスはオペレーターの利害を強く反映する仕組みとなっていて、単一の利益グループが当該プロセスをハイジャックすることを防ぎ、産業と消費者全体に便益を与える目標に焦点を当てることを可能にするようなセーフガード(適正手続の保障)を欠くもので、破壊的な競争の余地を摘むもの。反トラスト法1条違反の疑いで調査開始。
- ・司法省反トラスト局の調査を受けたGSMA内での標準策定・承認手続の改正
  - : 標準を形成する産業仕様発行グループ(ISIG)と標準を承認する産業仕様承認グループ(ISAG)とに分割のうえ、ISIGの会員資格をすべての会員に開放。非オペレーターがISAGの会員となることを許容。ISIGレベルでは、全会一致を求め、それができない場合に、特別多数決(71%)。ISAGレベルでは、標準の承認については、そのオペレーター会員と非オペレーター会員のそれぞれの多数決。異議申し立て手続の改善(独立のパネルによって審理される等)

## 5.3.4 データ・シェアリングに関する業務提携？ —extended vehicle概念をめぐる議論

;コネクテッド・カーあるいはテレマティックスの分野で、自動車メーカーが製造する自動車(あるいはその内蔵機器)そのもの、あるいは、自動車走行データへのアクセスを誰にどんな条件で認めるかが問題となる中、欧州の自動車メーカーの団体はextended vehicleの概念を提唱し、その中で、誰にどんな条件でアクセスさせるかについては各自動車メーカーが排他的にコントロールするという考え方をとっている。

しかし、走行データへのアクセスの仕方については別の選択肢(Shared Server、B2B Marketplace)があるにもかかわらず、その可能性を否定しかねないことや、走行データの収集方法やユーザーとの取引条件が固定化されてイノベーションが阻害されるおそれも指摘されている。

cf.) EU Commission, Access to In-vehicle Data and Resources Final Report (2017);

Wolfgang Kerber, Data Sharing in IOT Ecosystems and Competition Law: The Example of Connected Cars, Journal of Competition Law & Economics, 15(4), 381–426 (2019).

## 6. 現状の総括と展望

- ・水平型企業結合規制に関して;イノベーション競争の阻害を分析するツールの未成熟と内部文書への依存の傾向。しかし、だからといって、そのようなツールの開発を諦めるべきではない。その際、審査における反競争効果の予想の時間軸の長期化が避けられず、それに伴って、立証されるべき反競争効果の蓋然性の程度も再検討が必要か？
- ・業務提携に関して;既存の複数の業種にまたがるエコシステムのあり方をめぐって業種間で主導権争いがおこるような場面では、協調行動によるイノベーションの回避もあり得る？